



### 3 利用者負担額（保育料）・・・1号認定

市立幼稚園、市内の認定こども園（教育部分）【1号認定】を利用する際の利用者負担額（保育料）の一覧です。

なお、利用者負担額（保育料）は、改定される場合がありますのでご注意ください。

#### ■ 幼稚園・認定こども園（教育部分）【1号認定】

階層区分		月額	
第1	生活保護世帯	0円	
第2	市民税の所得割課税額	非課税世帯	1,800円
第3		77,100円以下	4,400円
第4		211,200円以下	7,700円
第5		211,201円以上	11,000円

#### ◎ 市民税の所得割課税額の確認方法

##### 1. 市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書

お給料から住民税が天引きされている方に対して、勤務先から交付されます。該当年度（平成30年度）をお確かめのうえ、市民税所得割課税額をご確認ください。

##### 2. 市民税・県民税納税通知書

住民税の支払いを、銀行引き落としや振込みにしている方に対して、毎年6月頃に、市から送付されます。

#### ■ 注意事項（1号・2号・3号認定共通）

- 1号認定の方で、小学校3年生までの範囲内にお子さんが2人以上いる場合、2番目の児童については半額、3番目以降は0円となります。
- 2号認定または3号認定の方で、「きょうだい」が保育園・幼稚園または認定こども園に同時に在園している場合は、2番目のお子さんの保育料が半額になります。  
なお、3人以上同時に在園している場合は、3番目以降の保育料が0円になります。
- 鹿嶋市独自の制度として、中学校3年生までの範囲内にお子さんが3人以上いるご家庭は、3番目以降のお子さんの保育料が0円になります。
- お子さんの年齢は、原則、入園した年度の初日の年齢で認定しますので、入園後に年齢が変わっても、年度中の保育料は変わりません。  
例えば、年度中に満3歳を迎え、認定が3号から2号に変更になった場合であっても、保育料は変わりません。  
なお、2年度以上継続して入園する場合、2年度目以降は、毎年4月1日現在の年齢で計算します。

#### 問合せ先

〔保育園・認定こども園〕  
〔幼稚園〕

こども福祉課（保育係）  
教育委員会 鹿嶋っ子育て課

TEL：0299-82-2911（代表）  
TEL：0299-82-2911（代表）

